

伊吹山自然再生協議会設置要綱

(名称)

第1条 この自然再生協議会は、伊吹山自然再生協議会（以下「協議会」と称する。）という。

(対象となる区域)

第2条 協議会で検討する環境保全の対象となる区域は、伊吹山全山とする。

(目的)

第3条 対象区域の環境を保全するために、必要となる事項の協議を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 伊吹山再生全体構想の作成
- (2) 伊吹山自然再生事業実施計画案の協議
- (3) 天然記念物伊吹山頂草原植物群落保存管理計画案の協議
- (4) 事業の実施に係る連絡調整
- (5) その他必要な事項の協議

(委員)

第5条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 伊吹山に関わる保全活動団体、自然環境に関し専門的知識を有する者
- (2) 地域住民
- (3) 関係企業
- (4) 関係行政機関および関係地方公共団体
- (5) 県民から公募した者
- (6) その他協議事項との関わりが深く協議会に出席が必要とされる者

2 委員の任期は2年とする。

3 委員の再任は妨げない。

(辞任および解任)

第6条 辞任しようとする者は、第11条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 協議会の運営に著しい支障をきたす場合には、協議会の合意により委員を解任することができる。

(会長)

第7条 協議会に会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(協議会の会議の開催)

第8条 協議会の会議は、会長が召集する。

2 協議会の会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 会長は、意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(ワーキンググループ)

- 第9条 協議会は、ワーキンググループ(以下「WG」と称する。)を置くことができる。
- 2 協議会委員は、WGに所属することができる。
 - 3 WGのグループ長および副グループ長は、WG構成委員の互選により選出する。
 - 4 WGの会議は、グループ長が召集する。
 - 5 WGの会議の議長は、グループ長がこれにあたることとし、必要に応じて副グループ長がグループ長の職務を代理する。
 - 6 グループ長は、意見を聴取することを必要と認める場合、WGの会議にグループ員以外の者の出席を要請することができる。

(公開)

- 第10条 協議会の会議は、希少種の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。
- 2 協議会の会議を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
 - 3 協議会の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、ホームページ等で公開する。

(事務局)

- 第11条 協議会の会務を処理するために事務局を設ける。
- 2 事務局は滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課、滋賀県教育委員会文化財保護課、米原市経済環境部環境保全課、米原市教育委員会まなび推進課が共同で行う。

(事務局の所掌事務)

- 第12条 事務局は、次に掲げる事務を行う。
- (1) 協議会の会議の事務に関する事項
 - (2) 協議会の会議の議事録の作成および公開に関する事項
 - (3) その他協議会が付託する事項

(運営細則)

- 第13条 この要綱の定めるほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会の同意を経て、会長が別に定める。

(要綱改正)

- 第14条 この要綱は、協議会委員の発議により、協議会の会議において改正することができる。

(附則)

- この要綱は平成20年3月25日から適用する。